

一般社団法人兵庫県理学療法士会 役員等選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県理学療法士会（以下、「この法人」という。）の定款第15条及び第24条の規定に基づき、代議員及び役員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 代議員選挙

(代議員の定義)

第2条 代議員とは、この法人の定款第13条および第15条の規程に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

(代議員選出方法)

第3条 代議員は、兵庫県理学療法士会支部規則に定める支部ごとに、正会員の中から選挙により選出する。

(代議員の定数)

第4条 この法人の代議員の総定数は、定款第14条に規定する基準に基づき、理事会で決定し告示する。

2 支部ごとの定数は、各支部の正会員数に100を除いた数の小数点1位以下を切上げた整数に、基礎代議員数1を加えた数を各支部代議員数とする。

3 代議員の総定数及び支部ごとの定数は、代議員の選挙が行われる年の1月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、選任の選挙の2年後に実施される代議員選挙終了の時とする。ただし、再任を妨げない。

(選挙の時期)

第6条 この法人の代議員の選挙は、現任の代議員の任期が終了する年度に開催する代議員総会の2週間前までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第7条 選挙人は、その選挙を実施する前で直近の3月31日において、正会員でなければならない。

(被選挙人の資格)

第8条 代議員の被選挙人は、代議員を選出する直近の3月31日において、正会員でなければならない。

(代議員選挙の告示)

第9条 選挙管理委員会は、現任の代議員の任期が終了する年度に開催する代議員総会の2カ月前までに、代議員立候補受付のための告示を行わなければならない。

(告示内容)

第10条 前条の告示内容は、次に掲げる事項とする。

- ・代議員の総定数及び支部ごとの定数
- ・代議員の任期
- ・代議員立候補受付期間
- ・投票日・開票日
- ・その他必要な事項

2 選挙管理委員会は、前項第1号の定数を基に、正会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

(代議員選挙結果の報告)

第11条 選挙管理委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果を正会員に通知しなければならない。

第3章 代議員の選出

(代議員の選出方法)

第12条 代議員は、この法人の正会員による支部ごとの選挙に基づいて選出する。

(代議員立候補受付期間)

第13条 選挙管理委員会は、21日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(代議員応募手続)

第14条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に立候補趣意書等を添付して立候補届を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(代議員立候補者名簿の公表)

第15条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、支部単位の立候補者名簿を作成し、次の各号について正会員に公表しなければならない。

らない。

- ・氏名
- ・性別
- ・年齢
- ・略歴
- ・立候補趣意書

(代議員選挙方法)

第16条 代議員の選挙は、電子投票により行うものとする。

- ・投票は、任期満了の日の1週間前までに正会員の無記名投票により行うものとする。
- ・選挙を行ったときは、投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、「くじ引き」により決するものとする。

2 支部単位の立候補者数が支部ごとの定数と同数の場合、又は定数以下の場合には、正会員の信任があったものとし、選挙は行わないものとする。

(代議員の欠員の補充)

第17条 代議員の定員数が定款第14条に定める基準に満たなくなった場合は、欠員の生じた時点から2か月以内に、定員に満たない支部に所属する正会員の中から支部長が推薦し、支部運営審議会の承認をもって代議員の欠員の補充にあてる。ただしその任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

(代議員の資格の喪失)

第18条 代議員は辞任を申し出たとき、及び所属する支部の正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

第4章 役員を選出

(役員定義)

第19条 役員とは、この法人の定款第23条及び第24条の規程に基づき、選出された者で、理事会を構成し、法令およびこの法人の定めるところより、職務を執行する者をいう。

(役員選挙)

第20条 役員選挙は、定款第21条3項および第24条に基づき、この規定によって行う。

(役員選挙の告示)

第21条 選挙管理委員会は、役員任期満了となる日の2カ月前までに、役員立候補受付のための告示を行わなければならない。

(告示内容)

第22条 前条の告示内容は、次に掲げる事項とする。

- ・ 役員の定数
- ・ 役員の任期
- ・ 役員立候補受付期間
- ・ 投票日・開票日
- ・ その他必要な事項

2 選挙管理委員会は、正会員の中から役員立候補者を募るものとする。

(役員選挙結果の報告)

第23条 選挙管理委員会は、役員選挙が終了したときは、その結果を正会員に通知しなければならない

(役員の選出方法)

第24条 役員は、定款第21条3項に基づき、理事又は監事の候補者の合計数が定款第23条に定める定数を上回る場合には、代議員による選挙に基づいて総会で選出する。

(役員立候補受付期間)

第25条 委員会は、21日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(役員応募手続)

第26条 役員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に立候補趣意書等を添付して立候補届を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(役員立候補者名簿の公表)

第27条 選挙管理委員会は、前条の規定により立候補者が提出した書類に基づき立候補者名簿を作成し、次の各号について正会員に公表しなければならない。

- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 年齢
- ・ 略歴
- ・ 立候補趣意書

(役員選挙方法)

第28条 役員選挙は、電子投票により行うものとする。

- ・ 投票は、任期満了の日の1週間前までに代議員の無記名投票により行うものとする。

・選挙を行ったときは、投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、「くじ引き」により決するものとする。

(役員欠員の補充)

第29条 役員定員数が欠員になった場合は、理事会で欠員数に応じた役員を指名することができる。

(役員資格の喪失)

第30条 役員は辞任を申し出たとき及び正会員の資格を喪失したときは、役員資格を喪失する。

第3章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第31条

理事会は、代議員及び役員選出に関する業務を公正に行うため、この法人に選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員（以下、「委員」という。）は3人とし、理事会において正会員（代議員候補者は除く。）の中から選出の上、会長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。

(委員任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない

(委員会の業務)

第33条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- ・正会員への代議員及び役員選挙の周知
- ・代議員及び役員候補者名簿の作成
- ・その他代議員及び役員選挙に関し必要な事項

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和元年8月16日から施行する。